

帯広市競争入札参加資格審査取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、帯広市契約規則（昭和39年規則第22号）第6条第3項（同規則第19条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、帯広市が発注する次の各号に掲げる契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る契約
- (2) 建設工事に係る委託業務（建設工事の設計、測量又は地質調査その他建設工事に関する調査等をいう。以下同じ。）に係る契約
- (3) 物品の購入、役務の提供、並びに物件の借入れ及び売払い（以下「物品調達等」という。）に係る契約

(申請の要件)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札参加資格に係る申請をすることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (2) 帯広市の市税の滞納がある者
- (3) 消費税及び地方消費税の滞納がある者
- (4) 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者該当する者

2 建設工事の競争入札参加資格の申請をする者は、前項に定める要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 建設業法第2条第3項に規定する建設業者であること。
- (2) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。
- (3) 直前2年間の事業年度において、申請工種に対応する完成工事高があること。

3 建設工事に係る委託業務及び物品調達等の競争入札参加資格の申請をする者は、第1項に規定する要件のほか、官公庁の許可、認可、登録等が必要とされる場合には、当該許可、認可、登録等を得ている者とする。

4 建設工事に係る委託業務の競争入札参加資格の申請をする者は、別に公示する審査基準日において引き続き1年以上その事業を営み、かつ、直前1年間の事業年度において事業高があることを要する。

5 物品調達等の競争入札参加資格の申請をする者は、審査基準日において引き続き1年以上その事業を営んでいる者であることを要する。

6 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された協同組合、企業組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された協業組合であって、次のいずれかに該当する場合は、前2項の営業年数にかかる要件は適用しないものとする。

- (1) 経済産業省の各地方経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合又は協業組合で設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき。

(資格審査申請書の提出)

第3条 競争入札参加資格の申請をする者（第1条第1号又は第2号に掲げる契約の資格を申請する者（以下「建設工事等資格申請者」という。）を除く。）は、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、使用印鑑届（様式第1号の2）、資本関係・人的関係調書（様式第1号の3）その他関係する書類を添えて市長に提出することにより、市長が定める期間内に申請しなければならない。

2 建設工事等資格申請者は、前項の書類による申請に代えて、北海道市町村入札参加共同審査システムにより申請するものとし、第7条第2項の資格及び格付の継承及び第8条の申請事項の変更の届出についても同様とする。

3 市長は、競争入札参加資格、申請書の提出の期間、申請書の提出の場所及び方法等必要な事項をあらかじめ公示するものとする。

(資格審査)

第4条 競争入札参加資格の申請の審査は、原則として定期の申請により2年ごとに行う。ただし、市長が必要と認めるときは、随時の申請により行うことができるものとする。

2 市長は、第2条に定める要件について、前条の規定により提出された申請書等を審査し、競争入札参加資格の有無を認定するものとする。

3 市長は、前項の規定により資格を有すると認定した者（以下「参加資格者」という。）については、競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録するとともに、その旨を公表するものとし、第7条第2項の資格及び格付の継承及び第8条の申請事項の変更の届出があった場合における届出事項についても同様とする。

(格付)

第5条 市長は、前条の規定により資格審査を実施した場合は、必要に応じ、別に定めるところにより格付を行うものとする。

(資格の有効期間)

第6条 競争入札参加資格の有効期間は、資格審査の認定を受けた年度の4月1日からの2年間とする。

2 第4条第1項ただし書の規定により申請書を提出した者に係る資格の有効期間は、別に定める。

(資格及び格付の承継)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、参加資格者の競争入札参加者の資格及び格付の承継を認定することができるものとする。ただし、承継を受ける者が第2条第1項に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 相続により参加資格者の営業を承継した者
- (2) 参加資格者である個人営業者により設立され、その営業の譲渡を受けた会社であって、当該個人営業者が現にその取締役又は社員に就任している者
- (3) 参加資格者である会社の取締役又は社員であった者であって、当該会社の解散に伴いその営業の譲渡を受けて個人営業者となった者
- (4) 合併により新設された会社又は合併後に存続することとされた会社であって、その取締役又は社員に合併により解散した参加資格者である会社の取締役又は社員であった者が就任している者
- (5) 参加資格者である会社から営業の全部又は一部の譲渡を受けた会社
- (6) 前各号に掲げる者に準ずると認められる者

2 市長は、前項各号のいずれかに該当する者に対し、速やかにその旨を競争入札参加資格者合併等届（様式第2号）により届出させなければならない。

(申請事項の変更)

第8条 参加資格者は、次に掲げる場合に該当するときは、速やかに競争入札参加資格審査申請書変更届（様式第3号。以下「変更届」という。）に当該事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称（受任者を含む。）を変更した場合
- (2) 所在地（受任者を含む。）又は電話・FAX番号を変更した場合
- (3) 代表者職氏名又は受任者職氏名を変更した場合
- (4) 登録している分類を削除する場合
- (5) その他市長が必要と認める場合

2 参加資格者は、使用印鑑を変更しようとするときは、使用印鑑変更届（様式第4号）を、資本関係・人的関係に変更があったときは資本関係・人的関係調書（様式第1号の3）を変更届に添えて提出しなければならない。

3 参加資格者（第1条第1号又は第2号に掲げる契約の資格を有すると認定した者を除く。）は、登録する分類を追加しようとするときは、競争入札参加資格審査分類追加届（様式第5号）を提出しなければならない。

4 参加資格者は、営業を廃止したときは、市長が別に定めるところにより、辞退届を提出しなければならない。

(資格の取消し等)

第9条 市長は、参加資格者が次の各号又は第2条第1項各号のいずれかに該当することとなった場合は、その参加資格者の資格を取り消し、又は停止（以下「資格の取消し等」という。）することができる。

きる。

- (1) 第3条第1項に規定する申請において虚偽の申請をした者
 - (2) 法令の規定による許可、免許、登録等（以下「許可等」という。）を必要とする場合において、許可等を有しないこととなった者
 - (3) 競争入札参加資格の辞退の申出があった者
 - (4) その他市長が参加資格者として適当でないと認めた者
- 2 市長は、前項の規定により参加資格者の登録の取消し等をしたときは、名簿から削除するとともにその旨を当該参加資格者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年11月15日から施行する。ただし、改正後の帯広市競争入札参加資格審査取扱要綱第4条第1項及び第6条第1項の規定については、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の帯広市競争入札参加資格審査取扱要綱の規定（第4条第1項及び第6条第1項を除く。）は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる資格審査の申請について適用し、施行日前行われた資格審査の申請については、なお従前の例による。

競争入札参加資格審査申請書（物品・役務等）

帯広市長 様



受理番号(市で記載)

年度の物品の供給、役務の提供等に係る競争入札参加資格審査申請を受けたく、関係書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違しないことを誓約します。

申請年月日 年 月 日

1 申請者	所在地	郵便番号	都道府県	市区町村	丁目
		番地		方書	
	フリガナ	電話番号			
	商号又は名称	— —			
	代表者名 職	フリガナ	FAX番号		
		代表者氏名	— —		
法人番号					

2 受任者	所在地	郵便番号	都道府県	市区町村	丁目
		番地		方書	
	フリガナ	電話番号			
	商号又は名称	— —			
	職名	フリガナ	FAX番号		
氏名		— —			

- ※ 申請者の所在地は、現営業所在地を記入してください(登記上の所在地ではありません)。
- ※ 受任者の欄は、申請者から委任を受け帯広市等と契約を締結する場合に記入してください。

3 経歴

4 従業者数

5 大企業・中小企業

営業開始年月日	個人開業	年月日	区分	人数	区分	チェック
	法人設立登記	年月日	本・支店等の従業者数	人	大企業	<input type="checkbox"/>
	営業年数	年	帯広市内の従業者数	人	中小企業	<input type="checkbox"/>
資本金(法人のみ)	万円				個人(その他)	<input type="checkbox"/>

従業者数の注意点

※ 「本・支店等を含む従業者数」は、直近の決算年度の帯広市法人市民税確定申告書の「当該法人の全従業者数」を記載してください。帯広市内に従業者がない場合は、本店所在地における法人市民税確定申告書の「当該法人の全従業者数」を記載してください。

※ 「帯広市内における従業者数」は、同申告書の「帯広市分の均等割の税率区分に用いる従業者数」を記載してください。

※ 個人営業の場合は、年 月 日現在での従業者数を記載してください。

大企業・中小企業の注意点

※ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項及び同法施行令第1条の規定により、該当する項目にチェックを付けてください。

帯広市記載欄

連絡先	所属	
	職氏名	
	電話番号	— —

受付	1 審	2 審			

(裏面に続く)

様式第1号の2 (第3条関係)

使用印鑑届

年 月 日

帯広市長 様

申請者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印

受任者 所在地
商号又は名称
職氏名 印

入札書及び見積書、契約書等に使用する印鑑を次のとおり届け出ます。

使用印鑑

- ※1 申請者、受任者の所在地、商号又は名称及び職氏名は、申請書及び委任状の記載内容と一致させてください。
- ※2 社印(社判・角判)等の個人を特定することができない印鑑は使用できません。
- ※3 受任者に権限の一部を委任する場合は、申請者と受任者の使用印鑑を押印してください。
- ※4 受任者に権限の一部を委任する場合を除き、契約書と請求書の使用印鑑は同一でなければなりません。

様式第1号の3(第3条関係)

資本関係・人的関係調書(物品・役務等)

年 月 日

帯広市長 様

申請者(本店) 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

申請日現在において、他の帯広市の物品購入等の競争入札参加資格申請者間における資本関係・人的関係は次のとおりです。

1 資本関係または人的関係 あり ・ なし (どちらかに○)

2 資本関係に関する事項

(1)親会社等の関係にある他の帯広市競争入札参加資格申請者(資格者)

商号又は名称	所在地	代表者名

(2)子会社等の関係にある他の帯広市競争入札参加資格申請者(資格者)

商号又は名称	所在地	代表者名

(3)親会社等を同じくする会社同士の関係にある他の帯広市競争入札参加資格申請者(資格者)

商号又は名称	所在地	代表者名

3 人的関係がある他の帯広市競争入札参加資格申請者(資格者)

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

※ 1で「なし」に○印を記入した場合は、2又は3の欄は記入不要です。

※ 資本関係・人的関係に変更があった場合は、変更後の調書を変更届(様式第3号)に添えて提出してください。

受理番号(市で記載)

様式第2号(第7条関係)

競争入札参加資格者合併等届(物品・役務等)

年 月 日

帯広市長 様

届出者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

次のとおり(合併・営業譲渡・会社分割・相続)しましたので、関係書類を添えて届け出ます。
なお、この届及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

存続・譲受会社名	消滅・譲渡会社名	事由発生(登記)年月日
		年 月 日
登録している大分類番号	登録している大分類番号	承継・譲渡内容(該当事項に○)
		全部 ・ 一部

※ 大分類番号は、品目分類表(物品・役務)を参照してください。現在未登録の場合は、空欄としてください。

①事由発生年月日以降、登録する大分類番号を記載してください。(最大3つまで)

存続・譲受会社の大分類			
-------------	--	--	--

※ 既登録分と承継・譲渡分を合わせて3を超える場合は、3つまで選択してください。

※ 一部承継・譲渡の場合、譲渡会社は原則既登録業種から承継・譲渡業種を除いた大分類で登録されます。

②届出事項は次のとおりです。(別紙可)

届出事項		存続・譲受会社(新)	消滅・譲渡会社(旧)
届出者	1 商号又は名称		
	2 代表者職氏名	フリガナ	
		郵便番号	
	3 所在地		
	4 電話番号		
5 FAX番号			
受任者(委任する場合)	6 支店等名称		
	7 職氏名	フリガナ	
		郵便番号	
	8 所在地		
9 電話番号			
10 FAX番号			
11 その他			

※ 提出書類は事例ごとに異なります。詳細は、別紙手引きをご確認ください。

連絡先	所属		
	担当者職氏名	電話番号	- -

受理番号(市で記載)

様式第3号(第8条関係)

競争入札参加資格審査申請書変更届(物品・役務等)

年 月 日

帯広市長 様

届出者(本店) 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

競争入札参加資格の登録内容に変更がありましたので、関係書類を添えて届け出ます。

※変更箇所のみ記載してください。

Table with 5 columns: 変更内容, 変更年月日, 新, 旧, 関係書類. Rows include 届出者 (商号, 代表者職氏名, 本店所在地, 電話番号, FAX番号) and 受任者 (支店等名称, 職氏名, 所在地, 電話番号, FAX番号) with specific change details.

・関係書類のうち、履歴事項全部証明書は写し可。

Table with 8 columns: 受付簿, 口座, 情報, 処理, 受付, 確認. Includes a checkbox for '処理' and '有・無' options for '口座' and '情報'.



受理番号(市で記載)

様式第4号(第8条関係)

使用印鑑変更届

年 月 日

帯広市長 様

届出者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印

受任者 所在地
商号又は名称
職氏名 印

入札書及び見積書、契約書等に使用する印鑑を、次のとおり変更します。

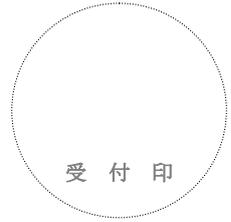
新	旧

- ※1 届出者、受任者の所在地、商号又は名称及び職氏名は、変更届及び委任状の記載内容と一致させてください。
- ※2 社印(社判・角判)等の個人を特定することができない印鑑は使用できません。
- ※3 受任者に権限の一部を委任する場合は、届出者と受任者の使用印鑑を押印してください。
- ※4 受任者に権限の一部を委任する場合を除き、契約書と請求書の使用印鑑は同一でなければなりません。

競争入札参加資格審査分類追加届（物品・役務等）

＜大分類・中分類＞

帯広市長 様



受理番号（市で記載）

年 月 日

届出者 (本店)	所在地	印
	商号又は名称	
	代表者職氏名	

年度競争入札参加資格審査における、物品・役務の分類の追加を届け出ます。
 (届け出するものにチェックを付けてください。いずれも、随時更新時に名簿に反映されます。)

- 現在登録がある大分類に、新たに中分類を追加 ①へ
- 新たに大分類を追加 ②へ

① 現在登録がある大分類に、新たに中分類を追加

- (1) 現在登録がある大分類番号を右表に記載してください。
- (2) 「品目分類表」に基づいて、下表に大分類番号、中分類番号、取扱品目、業務名、メーカー名、業務内容等を記載してください。

現在登録ある大分類

大分類番号	中分類番号	取扱品目、業務名 等	メーカー名、業務内容 等

※ 委託部門（大分類番号 10）の**清掃業務**（中分類番号 100）、**警備業務**（中分類番号 101）を上表に記載した場合は、次の該当する業務にチェックを付けてください。

清 掃 業 務	<input type="checkbox"/> 一般建物清掃	<input type="checkbox"/> ビル清掃	
警 備 業 務	<input type="checkbox"/> 常駐警備	<input type="checkbox"/> 機械警備	<input type="checkbox"/> 交通警備

帯広市記載欄

連絡先	所 属	
	職 氏 名	
	電 話 番 号	— —

受 付	1 審	2 審			

（裏面に続く）

